

領土問題担当大臣 小此木八郎 殿

重要土地等調査法案についての申し入れ

政府が今国会に提出を予定している「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制などに関する法律案」は、自衛隊施設や原発、国境離島など安全保障上重要な土地の利用を規制することを目的にした、まさに喫緊の法案である。

こうした安全保障上の要衝地を外国資本や外国人などにより野放図に買い漁られている、憂慮すべき事態に歯止めをかけるべく、自民党内でも長年法整備が検討されてきたが叶わず、ようやく政府が今国会での法制化実現に取り組むに至ったと承知している。

政府・与党に先駆けて日本維新の会は、平成28年11月を皮切りに5国会にわたり議員立法「国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案」を参議院に提出してきた。今国会も1月29日に提出している。

現時点で政府が提出を予定する法案には、維新案で導入している土地取引に関する事前審査制の規定がなく、売買自体は事実上自由に行えるなど実効性に問題点もある。とはいえ、わが党は、政府の取り組みは規制に向けての一步前進と前向きに評価し、今国会において政府・与党との実のある修正等の活発な論議を経て、速やかに法整備を図りたい所存である。

しかるに、同法案について与党内の調整が難航し、今国会での法案提出さえも見通しが立たない状況である。

我が国の安全保障、国防に資する措置・体制を万全に講じて平和を追求することこそ、日本の政党の果たすべき重大な責務である。菅義偉総理も3月5日の参議院予算委員会で「何としても今国会で成立させたい。強い思いを持っている」と述べ、確固たる決意を重ねて表明された。総理の言葉はことのほか重いと受け止める。

小此木大臣には、遅滞なく与党内で成案を得て、国会で審議に入るべく、与党に働きかけをしていただくよう強く申し入れる。

令和3年3月18日



代表 松井 一郎
共同代表 片山虎之助

